

自動販売機設置事業者募集要項

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 No.	自販機 No.	施設所在地 設置場所	貸付 面積	販売 品目	最低価格 (税抜月 額)	売上金額 (税込年間、 令和4年度)	施設年間 利用者数 (令和4年度)
1	1	アクアリンクちば 1階 フリールーム	約 1.0 m ²	清涼飲料水 (紙カップ)	6,000 円 (2 台)	630,560 円	施設全体 140,803 人 <内訳> スケート リンク 116,820 人 アクアゾーン 23,983 人
	2	アクアリンクちば 1階 フリールーム	約 1.2 m ²			578,410 円	
2	3	アクアリンクちば 2階 男子更衣室	約 1.0 m ²	清涼飲料水 (紙パック、缶、 ペットボトル)	6,000 円 (2 台)	113,450 円	
	4	アクアリンクちば 2階 女子更衣室	約 1.0 m ²			117,110 円	

- ※1 物件 No. 1、2 はそれぞれ 2 台を一括して募集します。
- ※2 設置場所は自動販売機により異なりますので、別紙配置図によりご確認ください。
- ※3 貸付面積は、現在設置している自動販売機の転倒防止用板を基に計算しており、転倒防止用板、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。
- ※4 空缶等回収ボックスは、施設管理者の指定する箇所に設置すること。なお、空缶等回収ボックスは、貸付面積に含みません。
- ※5 物件 No. 2 については、貸付期間を令和 6 年 4 月 15 日～令和 8 年 3 月 31 日としますが、令和 8 年 2 月中旬頃に 2 階温浴施設の廃止を予定しているため、2 月中旬頃から人の出入りはなくなります。（ただし廃止の時期は、前後一か月程度変更になる可能性があります。）なお、2 月中に廃止した場合でも、3 月分の貸付料は返還しません。
- ※6 施設年間利用者数及び売上金額は参考数値であり、今後における自動販売機の売上本数や利用者数を保証するものではありません。

2 日 程

主な日程は、次のとおりです。

項 目		日 程
受付期間		令和6年3月15日（金）から令和6年3月26日（火）まで（閉庁日を除く、9時00分から17時00分まで）
入札日時 及び場所	物件 No. 1	令和6年3月29日（金） 13時30分から
	物件 No. 2	令和6年3月29日（金） 14時00分から
	場所	千葉市役所本庁舎8F M会議室801 （千葉市中央区千葉港1-1）
契約の締結期限		令和6年4月12日（金） ※契約保証金を契約締結と同時に納入していただきます。

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法人市民税又は個人市民税の未納がないこと（千葉市内に事業所がない場合は、本社
が所在する市区町村の法人市民税の未納がないこと）。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等の免許を有
していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (6) 千葉市管財課が作成する「自動販売機設置に係る入札参加資格喪失事業者一覧」に掲載
されていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていな
いこと。
- (8) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当していないこと。
- (9) 千葉市内において、都市計画法に違反していないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第2項第4号
の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和6年4月15日～令和11年3月31日（物件 No. 2は令和6年4月15日～令和
8年3月31日）とし、更新はできないものとします。

(3) 貸付料等

ア 貸付料

本市が設定する最低価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（月額）とします。

貸付料は別途発行する納入通知書により年度ごとに指定期日までに納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

イ 必要経費等

自動販売機の設置及び維持管理に必要とする経費は設置事業者の負担とします。

電気料は、本市若しくは施設の指定管理者が指定する方法により、指定期日までに納入してください。

ウ 延滞金

貸付料及び電気料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- (ア) 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと。
- (イ) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (ウ) 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (エ) 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

自動販売機 No.	販売品目の条件
1～2	清涼飲料水（紙カップ飲料のこと。紙パック飲料、缶、ペットボトルは不可）
3～4	清涼飲料水（紙パック飲料、缶、ペットボトルのいずれか。紙カップ飲料は不可、スポーツドリンクは必ず入れること）

※自動販売機 No. 3～4 について、ペットボトルは環境に配慮した商品であること。
また、ペットボトル飲料は可能な限り少なくすること。

(5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ア 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと。
- イ 環境配慮設計がなされていること。
- ウ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については、適正処理されるシステムがあること。
- エ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済や非接触型 IC カードの対応ができる機種の設定に努めること。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。回収ボックスについては、回収量に見合った容量・個数（原則として自動販売機1台に1個以上）で設置し、回収ボックスからごみがあふれないようにすること。
- ウ 自動販売機や回収ボックスの周辺に投棄された使用済容器やその他の目立つごみをすべて回収するとともに、その自動販売機の商品に起因すると思われる汚れがある場合には、清掃を行うこと。
- エ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること。
- オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において速やかに対応すること。また、設置事業者の連絡先、故障等の際は施設管理者ではなく設置事業者に連絡する旨をA4判の用紙に明記し、自動販売機の分かりやすい場所に掲示すること。
- カ 自動販売機の使用電気料を計測するための子メーターについて、千葉市と協議の上、設置事業者の負担にて設置を行うこと。
- キ 自動販売機の機種交換や子メーターの交換を行う場合は、あらかじめ市に申し出た上で、市の承諾を受けること。
- ク 市及び施設管理者は、それらの責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧すること。
- ケ 市から自動販売機の調査、報告若しくは資料の提出の依頼があった場合において、その調査を拒み、妨げ、又は報告又は資料の提出を怠ってはならないこと。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき及び契約期間の途中で契約を解除するときは、指定期日までに原状回復してください。

5 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を郵送(3月26日消印有効)又は持参してください。

なお、郵送の場合は、受付済みの申込書の写しを返信しますので、返信用の切手84円分を同封してください。

▽申込受付期間

令和6年3月15日(金)から令和6年3月26日(火)まで

※ただし、上記期間のうち閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで(時間厳守)

※電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。

▽提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟8階

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 施設班 あて

(2) 必要な書類 (各1部)

ア 入札参加申込書 (物件 No. ごとに1部提出してください。)

イ 法人登記簿 (履歴事項全部証明書) の写し ※法人の場合

ウ 3 (3) に係る法人市民税又は個人市民税の納税証明書

エ 3 (4) に係る許認可等の免許証の写し

※ 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

6 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は令和6年3月29日 (金) に千葉市役所本庁舎8FM会議室801で行います。

イ 入札書に記載する入札金額は、1か月間の貸付料 (税抜) の金額を記載してください。

※契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。

ウ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

エ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。

オ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状 ※代理人の方が、入札される場合

エ 誓約書

オ 入札価格における各自動販売機毎の内訳書

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の3倍の金額を違約金としていただきます。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 積算内訳書及び誓約書の提出がない入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (8) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った者とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続に入ります。
- (4) 二回の入札で落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令に基づき、随意契約へ移行することがあります。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札には参加できなくなります。
- (6) 契約書は、別添契約書見本を原則として使用します。（一部変更する場合があります。）

9 契約保証金

- (1) 本件契約締結と同時に契約保証金として契約金額（落札額に消費税を加算した額×60か月）の10分の1以上の額を納入してください。なお、消費税は10%として加算してください。
- (2) 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- (3) 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (4) 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、千葉市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は千葉市に帰属することになります。

10 貸付料

貸付料は、年額貸付料を各年度4月30日までに一括で納入していただきます。

11 その他

自動販売機設置事業の入札・契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、千葉市契約規則、千葉市公有財産規則等の法令を遵守してください。

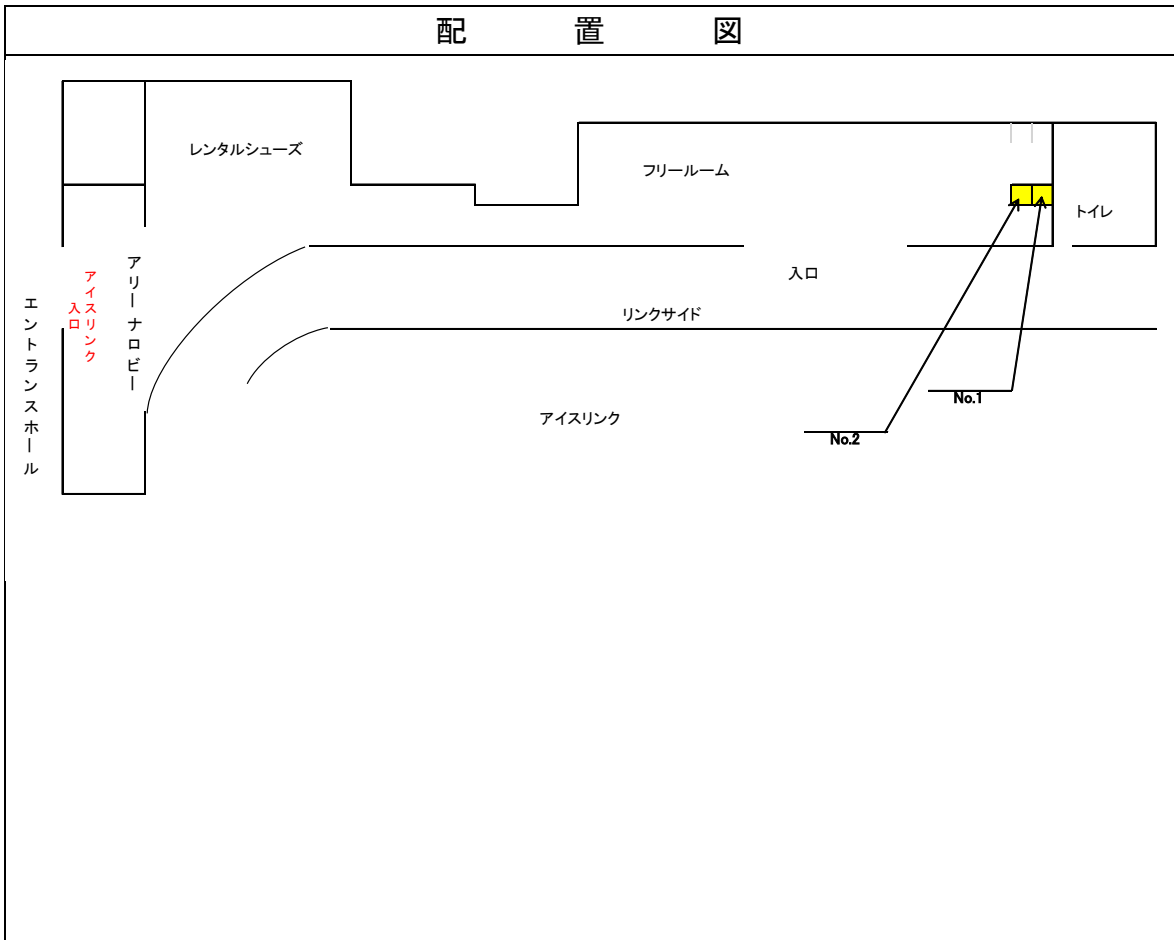
【募集に関する問合せ先】

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 施設班

電話 043-245-5967

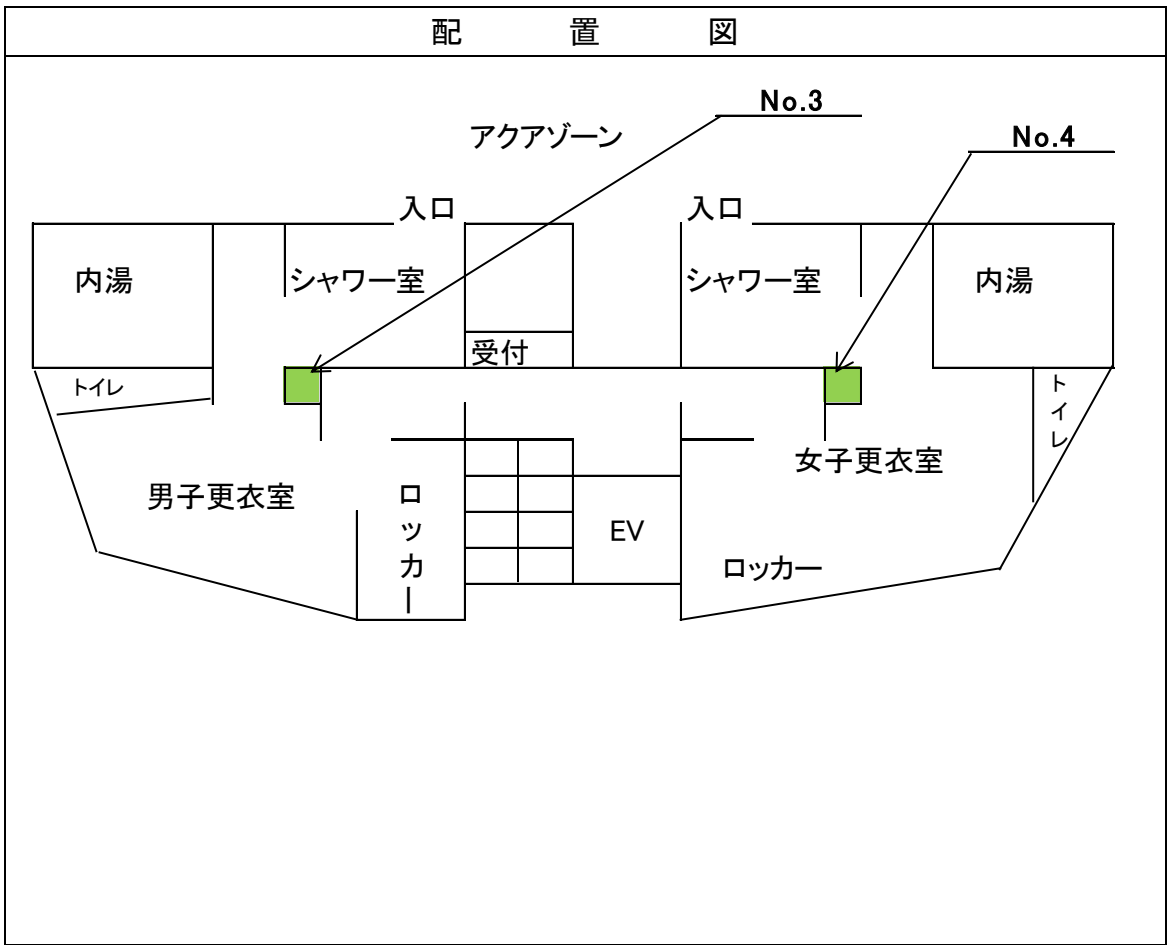
別紙

自販機No.	1～2	所在地	千葉市美浜区新港 224-1
設置場所	アクアリンクちば 1階		



※ 物件 No. 1～2については、スケートリンク利用者（見学者（無料）も含む）が使用できるスペースへ設置させていただきます。

自販機No.	3～4	所在地	千葉市美浜区新港 224-1
設置場所	アクアリンクちば 2階		



※ 物件 No. 3～4については、アクアゾーン利用者が使用できるスペースへ設置していただきます。